



知っていますか？

地方拠点強化税制

本社機能の移転・拡充で
さまざまな優遇措置を受けることが可能です！



内閣府 地方創生推進事務局



地方拠点強化税制（オフィス減税）とは

1 | なぜ活用するとよいの？

地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、政府では 2015 年度に「地方拠点強化税制」を創設しました。

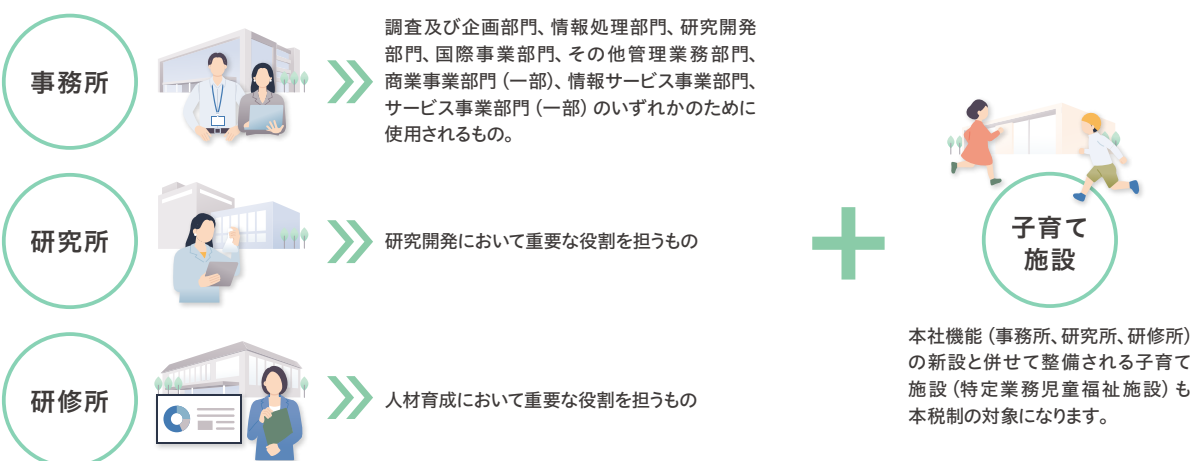
地方に本社機能の全部又は一部を移転したり、地方の本社機能を拡充したりする場合に、都道府県知事により、計画[※]の認定を受けた事業者（以下、「認定事業者」）は、移転や拡充に際して取得や建設した建物・建物附属設備・構築物（以下、「建物等」）の取得価額に応じた特別償却又は税額控除を受けることができます。

※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下、「整備計画」）

2 | いつまで利用できる？

本税制の適用を受けるためには、令和 10 年 3 月 31 日までに都道府県知事から整備計画の認定を受けることが必要です。活用をご検討される場合は、お早めに各都道府県にご相談ください。

3 | 本社機能（特定業務施設）とは？



4 | どうすれば利用できる？

移転・立地先の都道府県知事から、建物の着工等の前に整備計画の認定を受けることが必要です。優遇措置の対象となる地域は都道府県において設定されているため、申請方法等とあわせて各都道府県にお問い合わせください。



5 | どんな支援が受けられる？

移転型事業 地方に本社機能を移転したい

〈活用例〉

- ☑ 東京 23 区に本社を置く企業が地方に本社を移転
- ☑ 地方に研究所を建設し、東京 23 区の本社から研究開発機能を移転
- ☑ 東京 23 区に本社を置く企業が、地方に本社機能の一部を移転



オフィス減税

〈新築／増築／新築の購入〉

建物等の取得価額に対し、**特別償却 25%**又は**税額控除 7%**

〈中古資産の購入及び当該購入に伴う改修〉

建物等の取得価額に対し、**特別償却 15%**又は**税額控除 4%**

上乗せ措置を使うと

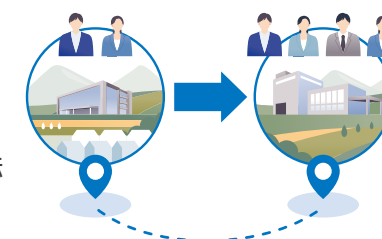
〈新築／増築／新築の購入〉

建物等の取得価額に対し、**税額控除を 8%**に引き上げ ※特別償却の引き上げは無し

拡充型事業 地方の本社機能を拡充したい

〈活用例〉

- ☑ 地方に本社を置く企業がその本社を増築
- ☑ 東京 23 区以外の地方に本社を置く企業が、別の地方に本社機能の一部を移転
- ☑ 地方において、新しく起業するために本社を整備



オフィス減税

〈新築／増築／新築の購入〉

建物等の取得価額に対し、**特別償却 15%**又は**税額控除 4%**

〈中古資産の購入及び当該購入に伴う改修〉

建物等の取得価額に対し、**特別償却 10%**又は**税額控除 2%**

上乗せ措置を使うと

〈新築／増築／新築の購入〉

建物等の取得価額に対し、**特別償却を 20%**又は**税額控除を 5%**に引き上げ

■ オフィス減税〈共通要件〉

適用要件	☑ 対象：特定業務施設及び当該施設の新設と併せて整備する特定業務児童福祉施設に該当する建物等 ☑ 取得価額：4,500 万円以上（中小企業者^{*1} 1,000 万円以上） ☑ 整備計画の認定日～建物等を事業の用に供した年度（以下、「供用年度」という。）の終了の日までの間に、事業主都合による離職者がいないこと
限度額	当期法人税額等の 20%（税額控除を活用する場合）
留意事項	☑ 適用対象となる建物等は、新築、増築、購入（新築）、購入（中古）により取得等されたものに限ります。 ☑ 同一建物内に特定業務施設以外の業務施設（工場等）を有する場合の取得価額は、対象施設にかかる部分のみを延べ床面積按分（建物附属設備や構築物で対象施設とそれ以外の部分で共用するものがある場合は、面積に応じ按分）により算出することになります。 ☑ 本税制の対象となる金額は 80 億円が上限となります。

■ オフィス減税 上乗せ措置〈共通要件〉

大企業	※①～③全て満たす必要あり ① 取得価額の合計額が 10 億円以上 ② 供用年度の終了の日においてその特定業務施設に勤務する特定雇用者^{*2} の増加数^{*3} が 60 人以上 ③ 認定を受けた整備計画に記載された整備計画期間内に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数⁶ 60 人以上
中小企業者	※①及び②を満たす必要あり ① 供用年度の終了の日においてその特定業務施設に勤務する特定雇用者^{*2} の増加数^{*3} が 20 人以上 ② 認定を受けた整備計画に記載された整備計画期間内に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数⁶ 20 人以上
留意事項	☑ 適用対象となる建物等は新築、増築、購入（新築）により取得されたものに限ります。

* 1 「中小企業者」とは、租税特別措置法に定義される中小企業者をいいます。

* 2 特定雇用者とは以下のいずれにも該当する者をいいます。

① 個人事業者又は法人の役員と特殊の関係のある者及び使用人事務役員を除いた雇用保険一般被保険者 ② 期間の定めのない雇用による労働者 ③ フルタイム雇用の労働者

* 3 供用年度において、新規雇用及び特定業務施設に集中地域からの転動により増加した者が対象です。

その他の優遇措置

1 地方税の優遇措置	認定事業者は、事業税 [*] 、不動産取得税、固定資産税について、地方税の課税免除又は不均一課税を受けることができます場合があります。 ※移転型事業のみ
2 中小企業基盤整備機構による債務保証	認定事業者は、事業の実施に必要な資金を調達する際に発行する社債及び金融機関からの借入れに対して、中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることができます。
3 政府系金融機関（日本政策金融公庫）による融資制度	認定事業者（中小企業者のみ）は、事業の実施に必要な設備資金及び長期運転資金について、日本政策金融公庫から長期かつ固定金利で融資を受けることができます。
4 地域未来交付金（地域未来推進型）を活用した地方公共団体の補助制度	認定事業者が、地方公共団体と連携し、地域への高い波及効果又は地域課題解決に資する効果が生まれる事業を実施する場合において、地方公共団体が、当該事業に関連して、物件の改修、賃借に係る補助を認定事業者に行う場合、地域未来交付金（地域未来推進型）の活用が可能です。

自治体による支援

内閣府 HP では、各都道府県の本社機能（事務所・研究所・研修所）の立地に関する補助金等を紹介しています。
本社機能の地方移転・拡充のご検討にぜひご活用ください。



6 | 制度や手続きをもっと詳しく知りたい場合は？

制度の詳細や優遇措置を受けるために必要な手続き、要件の詳細等をご紹介するガイドブックや動画をご用意しています。

URL <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>



お問い合わせ

内閣府 地方創生推進事務局
地方拠点強化税制担当
（経済産業省 地域経済産業政策課内）

03-3501-1511（内線:2751）